

ふれあいネットワーク 社協だより稚内

第187号
令和5年10月1日
発行

社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会 〒097-0024 稚内市宝来2丁目2番24号 / TEL 0162-24-1139 / FAX 0162-24-1159
ホームページアドレス▶<http://www.wk-syakyo.or.jp> メールアドレス▶wakkanai@wk-syakyo.or.jp



稚内ふれあい広場40 「ふくしフェスタ」4年振りに開催しました!



9月2日(土)稚内ふれあい広場40「ふくしフェスタ」が4年振りに稚内市体育館・稚内市総合福祉センター周辺において、晴天の中開催されました。

新型コロナウイルス感染症により4年振りの開催となりましたが、多くの市民に会場いただき、大盛況のうちに無事終了する事ができました。久しぶりの開催とあり、若干販売等出店が減ってしまいましたが、体育館内では、「たけのこの会」手芸コーナー、「稚内木馬館」焼きドーナツ・木工製品販売、「稚内市共同募金委員会」では、10月1日から始まる「赤い羽根共同募金」啓発を実施。体育館ステージでは工藤市長、鈴木議長にご臨席いただき開会式が行われ、その後市民ステージで「稚内太極拳協会」の演舞発表がありました。

体育館の外では、職親会企業による「ユアーズ」生鮮果物、「ホクメン」宗谷黒牛ハンバーグ、「寺江食品」ドーナツやキッチンカーライメンがあり、その他にもたくさんのお店・PRブースで賑わいました。

9月は「防災月間」ということで、総合福祉センターの会議室で日本赤十字社稚内地区奉仕団によるアルファ米炊き出し実演が実施され、できあがったアルファ米は会場に会場した方にお配りしました。



生活福祉資金貸付制度 「教育支援資金」のご案内

「教育支援資金」とは、他の貸付制度が利用出来ない低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度で、高等学校、大学、高等専門学校への就学に際し必要な経費「教育支援費」と入学に際し必要な経費「就学支度費」の2つがあります。厚生労働省の要綱にもとづき運営しています。

貸付限度額	①教育支援費 〈大学〉 月額6万5千円以内 〈短大等〉 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可能 ②就学資金 50万円以内
対象	他の貸付制度が利用出来ない低所得世帯
保証人	不要(世帯内で連帯借受人が必要)
利息	無利子
償還期間	措置期間: 卒業後6ヶ月以内 償還期限: 措置期間経過後

詳しくは、稚内市社会福祉協議会 相談支援課
電話24-1139へお問い合わせください。

今年もふれあいランチ 事業実施してます

平成17年度に2町内会からスタートした「ふれあいランチ事業」は、今年18年目となりました。

今年度を含め延べ180町内会を指定させていただき事業を実施してまいりました。

このふれあいランチ事業は小中学生の地域福祉活動への参加促進を目的として、独居高齢者や高齢者夫婦世帯を対象に自宅までお弁当を配達したり、町内会館等に集まり一緒に会食をすることにより子どもと高齢者がふれあうきっかけづくりとして行っている事業です。

※対象となる年齢等は各町内会により異なります。

今年度は、下記の市内13町内会を指定させていただき、現在各町内会役員、福祉委員、民生委員児童委員、育成部等の協力のもと、開催しております。

この事業は、皆様からいただいた「赤い羽根共同募金」助成金を利用させていただいております。

【指定町内会】※順不同で掲載しております。

ひばり町内会／ひかり町内会／日吉町内会／上勇知町内会
稚恵町内会／下勇知町内会／朝日町内会／大黒2町内会／北4町内会
声問町内会／白樺町内会／南4町内会／萩見町内会

「歳末見舞金(まごころ)」交付いたします

【目 的】対象となる世帯の方々が、少しでも温かいお正月を迎えることができるよう、市民からの善意『歳末たすけあい』を財源として「歳末見舞金(まごころ)」を交付いたします。

【対象世帯】①障がい児・者が在宅している世帯 ②義務教育終了前の児童・生徒を養育しているひとり親世帯 ③70歳以上の高齢者のみの世帯

●上記①～③いずれかに該当した上で、前年度市民税が非課税世帯であることが条件となります。

【対象とならない世帯】生活保護受給世帯・入院、施設入所の場合・非課税世帯であって、各種年金の収入も含め、世帯収入合計が単身世帯で100万円以上、複数世帯は定額150万円以上(1人増える毎に50万円加算)である場合。

【添付書類】●令和5年度市民税・道民税・所得課税証明書(写) ※必須 ●障がい者世帯は、障害者手帳(写) ●ひとり親世帯は、住民票等の世帯全員がわかる書類(写) ●③は住民票(写) ●各種年金・児童扶養手当等其他収入がある場合は、受給額のわかる書類(写)

【申請方法】右記「歳末見舞金(まごころ)交付申請書」に必要事項を記入し関係書類を同封下さい。

【受付期間】令和5年10月2日(月)～令和5年11月10日(金)

【配分決定】提出書類にて審査の上、対象者へ郵送で支給の可否を報告します。

【支給額】歳末たすけあい募金を財源に、予算の範囲内で決定します。

【支給時期及び方法】審査後、申請書に記載された口座振込または当協議会窓口での受け取りとなります。

【提出先】〒097-0024 稚内市宝来2丁目2番24号
稚内市社会福祉協議会総務課 電話24-1139

〈キリトリ〉

令和5年度 歳末見舞金(まごころ)交付申請書

稚内市社会福祉協議会会長 様

1. 世帯主氏名 ⑤

2. 生年月日

3. 住 所

4. 電 話 番 号

5. 世 帯 構 成

氏 名 関 係 生年月日

6. 対 象 (該当世帯へ☑をして下さい)

該 当 世 帯 確 認

障がい児・者世帯 ☐

ひとり親世帯 ☐

70歳以上の高齢者のみの世帯 ☐

7. 添 付 書 類 (欄に無い場合は下記へ記入 ※該当箇所へ☑をして下さい)

添 付 内 容 確 認

市民税・道民税・所得課税証明書 ☐

障害者手帳(写) ☐

住民票 ☐

その他【 】 ☐

支 給 方 法 ☐振込 ☐事務所引き取り

振込の場合 銀 行 信用金庫 (店)

当座・普通 ☐座番号

☐座名義

※この個人情報は、歳末見舞金交付事業のみ利用いたします。

〈キリトリ〉

申請をする場合は、上記申請書を切り取って事務局まで送付又はご持参下さい。

社協会費中間報告

◎みなさんからいただいた会費による事業

市民のみなさんからいただいた、会費は次の事業に利用させていただいております。

・福祉委員活動助成金

福祉委員は、現在59町内会に設置されており、安否確認等の福祉委員活動に対する助成金を出しております。

・福祉委員連絡会議の開催

福祉委員活動の具体的な活動内容の紹介や実践報告。最新の情報等を提供し、福祉委員活動に役立てていただく会議の開催。

・ふれあい総合相談事業

第1・3月曜日の午後1時から3時まで、社協相談室において日常生活上のあらゆるニーズに対応すべく、地域住民に対していつでも誰でも、気軽に相談できる事業を実施しております。

令和5年度中間実績

3,581,634円

住民会費	2,065,634円
特別会費	338,000円
団体会費	153,000円
法人会費	1,025,000円

※令和5年8月31日現在の実績額です。

日常生活自立支援事業の紹介

日常生活自立支援事業は、高齢や障がい(知的障がい、精神障がい)により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理(オプション)、年金証書などの大切な書類の預かり(貸金庫利用等)のお手伝いをする事業です。

福祉サービスの利用援助

- ①福祉サービスの情報提供や助言
- ②福祉サービスを利用する、利用をやめるための手続き
- ③苦情を申し出るためのお手伝い



日常的金銭管理サービス

- ①税金・社会保険・医療費・福祉サービス利用料、公共料金・家賃等の支払い
- ②日常的な生活費の払戻し、預入れ
- ③年金や福祉手当等の受領に必要な手続き



書類等預かりサービス

預貯金通帳・年金証書・保険証書
不動産権利書・契約書・実印など
※貴金属や株券などは不可です。



【ご相談は】稚内市社会福祉協議会 相談支援課 電話24-1139

要約筆記者募集しています

- 要約筆記とは
聴覚障害者のために、話された内容をその場で文字にして伝える方法を要約筆記と言います。要約筆記の方法として「パソコン入力」「ノートテイク」等があります。
- 要約筆記者とは
聴覚障害者のために、話された内容をその場で文字にして伝える支援をする方の事を「要約筆記者」と言います。
- 要約筆記者の募集をしています。
ご興味のある方は稚内市社会福祉協議会地域福祉課 電話24-1139へご連絡をお願いします。

稚内身体障害者福祉協会

稚内身体障害者福祉協会は、身体障がい者の福祉の向上、増進を図り、協会員相互の連携と、その援護に必要な事業を行い、自立と社会参加の促進に寄与しております。また、福祉関係機関の事業協力や、健常者への理解を深めることを目的に活動する組織です。

会員は、会の目的に賛同してくださる方であれば、障がいの有無を問わず健常者の方、障がいのある方また、その家族の方でも入会できます。

主な活動内容

- 北海道・宗谷管内の障がい者スポーツ大会への参加
- 市内の施設調査（バリアフリー）
- 福祉増進に必要な調査
- 自立更生の相談及び支援など…

会員募集中

〈お問い合わせ先〉 稚内市社会福祉協議会地域福祉課内 電話24-1139

ボランティア活動情報

ほほえみ通信

除雪ボランティア募集してます

社会福祉協議会では、冬期間の「ひとり暮らし老人等除雪サービス事業」を行っておりますが、大雪等の時には、委託業者や社協職員だけでは人手が足りなくなることから、ボランティア活動として除雪活動をしていただける個人・企業・グループ・学校等を募集しております。

活動は、平日・土日・祝祭日問いませんので、活動したい等のお問い合わせは、下記ボランティアセンターまでご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ】

稚内市社会福祉協議会
地域福祉課内
稚内市ボランティアセンター
電話 24-1139
t-hashibori@wk-syakyo.or.jp



ひとり暮らし老人等除雪サービス事業はじまります

暑かった夏も終わり、最北の街稚内も寒くなりはじめました。

稚内市社会福祉協議会では今年も、「歳末たすけあい募金」を財源とした冬期間も安心して生活していただくための、『玄関から道路までの生活通路』の除雪サービスを実施いたします。

除雪は、無料ですが除雪をする前に事前登録をしてもらう「登録制」となっておりますので、右記の登録条件や下記の注意事項を参考に、お住まいの地域の民生委員児童委員さんにご相談ください。

【注意】

このサービスは、生活通路以外の屋根や駐車場等の除雪はいたしませんので、屋根や駐車場等の除雪は市内建設業者等除雪をしてくれる業者へご相談ください。

【内容】

登録条件

65歳以上の独居老人世帯、老人夫婦世帯、60歳以上の虚弱者・障がい者世帯。
上記の方で、お近く（市内）に除雪をしてくれる身寄り（息子・娘等）のいない方、もしくは支援をしてくれる方がいない世帯で、除雪が自力では困難な方。

登録方法

登録をご希望の方は、お住まいの地区の民生委員児童委員さんへご連絡をお願いします。

お問い合わせ先

稚内市社会福祉協議会
地域福祉課 電話24-1139

あたたかい善意ありがとうございました

金銭預託

令和5年6月1日～令和5年8月31日(敬称略)

氏名	金額(円)	寄付先	寄付理由
平岡 祥孝（稚内大谷高校 校長）	17,200	愛情銀行	学校祭での売上金を福祉の為に役立ててほしい
匿名	500,000	社会福祉基金	福祉の為に役立てて欲しい

税法上の特典

・寄付をされた個人、または法人は確定申告によって寄附金控除が受けられます。

所得税法第78条第2項第3号・法人税法第37条第2項及び第3項第3号

個人情報保護について

・掲載している、個人・企業名等については、寄付者にあらかじめ、氏名等の掲載について、ご了承を得ております。

年金のお受け取りはしんきんで

あなたの大切な年金は、ぜひ便利な当金庫の年金自動受取をご利用下さい。



理事長 増田 雅俊

- 本店 ☎23-5131
- 南支店 ☎23-5141
- 北支店 ☎23-4371
- 東支店 ☎32-3651
- 富岡支店 ☎33-5151

- 鬼志別支店
- 浜頓別支店
- 枝幸支店
- 雄武支店
- 中頓別支店
- 歌登支店
- 豊富支店
- 幌延支店
- 天塩支店
- 遠別支店
- 利尻富士支店
- 利尻支店
- 礼文支店
- 旭川支店
- 神居支店
- 未広支店
- 札幌支店
- 清田支店
- 琴似支店



赤い羽根共同募金

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まります。みなさまからの募金は地域の福祉活動を行うための大切な財源となります。今年もあたたかいご協力をよろしくお願いいたします。

今年度目標額 5,000,000円

昨年度実績額 4,979,430円



区 分	金 額
戸別募金(町内会)	2,830,000円
業 種 別 募 金	1,250,000円
街 頭 募 金	300,000円
個人・団体・その他の募金	620,000円

募金の使い道

1. 稚内ふれあい広場ふくしフェスタの開催

障がいのある方、高齢者、子どもたちが楽しいイベントを通じて福祉豊かなまちづくりを考える機会として開催しております。会場内には車椅子体験や高齢者疑似体験コーナー等を設けて毎年たくさんの市民のご来場をいただいております。

2. 福祉団体等への助成

地域福祉団体、ボランティア団体、NPO団体、地域福祉推進を目的とする団体、その他関連する団体に対して活動費の助成をしております。

3. ふれあいランチ事業

小中学生の地域福祉活動への参加促進を目的として、独居高齢者や高齢者夫婦世帯を対象に自宅までお弁当を配達したり、町内会館等に集まり一緒に会食をすることにより子どもと高齢者がふれあうきっかけづくりとして行っております。

4. 社協広報紙の発行

毎月発行される「広報わっかない」に年4回「社協だより稚内」という名称で全戸配布しております。社協の事業報告や行事、福祉団体のPR等を掲載し、福祉活動の情報源として発信しております。



Art by 3DC - © Crypton Future Media, INC. www.piapro.net piapro



©2023 映画アキアオールスターズF製作委員会

歳末たすけあい募金

【運動期間】
12月1日
▼
12月31日

今年度目標額 4,600,000円

昨年度実績額 4,621,885円

12月より「歳末たすけあい運動」が始まります。

集まった募金は、下記の「募金の使い道」にもある福祉活動に使われております。

「困ったときはお互い様」の気持ちから始まった赤い羽根の募金活動。

あなたの募金が、誰かを支える力になります。

誰かの募金が、あなたを支える力になります。

今年も皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

区 分	金 額
戸別募金(町内会)	2,500,000円
団 体 募 金	1,500,000円
街 頭 募 金	320,000円
職 域 募 金	30,000円
個人・その他募金	250,000円

募金の使い道

1. ひとり暮らし老人等への除雪サービスの実施

冬期間除雪をすることが困難なひとり暮らし等の老人や障がいを持った方に対して安心して生活を送ることができるよう「玄関から道路までの生活通路」の除雪を行います。また、除雪に関する相談にも対応しております。

2. 歳末見舞金(まごころ) 配布事業

「まごころ」という名称で配布しております。

※対象世帯・・・70歳以上の高齢者のみの世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯

